公示送達

下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による大和都市計画事業渋谷（南部地区）土地区画整理事業に係る換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告します。

平成30年５月18日

大和都市計画事業
渋谷（南部地区）土地区画整理事業
施行者　大和市
代表者　大和市長　大木　　哲

記

１．権利者住所　横浜市神奈川区反町三丁目22番地５
権利者氏名　細井　久男
従前の土地
所在　大和市福田字甲八ノ区2004番27
地目　宅地
登記地積　8.19㎡
基準地積　8.86㎡
権利価格　226,848円
換地処分後の土地　なし
清算金精算額　226,848円を交付

２．権利者住所　川崎市川崎区日進町９番地11　憩の家
権利者氏名　登記名義人　小川　實男
法定相続人　小川　直人
従前の土地
所在　大和市福田字甲八ノ区1974番４
地目　宅地
登記地積　102.73㎡
基準地積　106.12㎡
権利価格　9,034,956円
所在　大和市福田字甲八ノ区1974番５
地目　宅地
登記地積　238.01㎡
基準地積　245.86㎡
権利価格　20,404,590円
換地処分後の土地
所在　大和市渋谷八丁目13番３
地目　宅地
地籍　295.31㎡
権利価格　29,940,876円
清算金精算額　501,330円を徴収

３．権利者住所　相模原市中央区上溝4396番地
権利者氏名　登記名義人　馬場　與作
法定相続人　寺田　重行
従前の土地
所在　大和市福田字乙一ノ区2031番４
地目　畑
登記地積　3.30㎡
基準地積　3.36㎡
権利価格　91,800円
所在　大和市福田字乙一ノ区2080番６
地目　畑
登記地積　5.92㎡
基準地積　7.04㎡
権利価格　529,788円
換地処分後の土地　なし
清算金精算額　621,588円を交付

４．権利者住所　鎌倉市長谷二丁目18番５号
権利者氏名　登記名義人　馬場　與作
法定相続人　馬場美年子
従前の土地
所在　大和市福田字乙一ノ区2031番４
地目　畑
登記地積　3.30㎡
基準地積　3.36㎡
権利価格　91,800円
所在　大和市福田字乙一ノ区2080番６
地目　畑
登記地積　5.92㎡
基準地積　7.04㎡
権利価格　529,788円
換地処分後の土地　なし
清算金精算額　621,588円を交付

５．権利者住所　鎌倉市長谷二丁目18番５号
権利者氏名　登記名義人　馬場　與作
法定相続人　馬場　涼子
従前の土地
所在　大和市福田字乙一ノ区2031番４
地目　畑
登記地積　3.30㎡
基準地積　3.36㎡
権利価格　91,800円
所在　大和市福田字乙一ノ区2080番６
地目　畑
登記地積　5.92㎡
基準地積　7.04㎡
権利価格　529,788円
換地処分後の土地　なし
清算金精算額　621,588円を交付

６．権利者住所　東京都足立区竹の塚一丁目５番13―304号
権利者氏名　登記名義人　佐野アサノ
法定相続人　白鳥香穂子
従前の土地
所在　大和市福田字乙一ノ区2084番１
地目　宅地
登記地積　137.59㎡
基準地積　137.99㎡
権利価格　12,864,546円
換地処分後の土地
所在　大和市渋谷六丁目19番17
地目　宅地
地籍　136.83㎡
権利価格　13,189,008円
清算金精算額　324,462円を徴収

７．権利者住所　大和市大和南一丁目４番15号　芝本第２ビル５Ｆ
権利者氏名　登記名義人　馬場　與作
法定相続人　グエンティ・ゴックフン
従前の土地
所在　大和市福田字乙一ノ区2031番４
地目　畑
登記地積　3.30㎡
基準地積　3.36㎡
権利価格　91,800円
所在　大和市福田字乙一ノ区2080番６
地目　畑
登記地積　5.92㎡
基準地積　7.04㎡
権利価格　529,788円
換地処分後の土地　なし
清算金精算額　621,588円を交付

教示

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に記載されています。）

２　上記の審査請求をしない場合でも、この処分があったことを知った日（上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６月以内に、大和市を被告として（訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを大和市福田2018番８に設置の掲示板に掲示します。

高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第１項第１号の規定により、指定保安検査機関を指定したので、同法第74条の２第１項第１号の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年５月18日

岩手県知事　達増　拓也

１　名称　一般社団法人岩手県高圧ガス保安協会
２　所在地　岩手県盛岡市本町通一丁目17番13号
３　指定の区分　液化石油ガス保安規則第78条第４項及び一般高圧ガス保安規則第80条第４項で規定する特定施設
４　指定地域　岩手県
５　指定の有効期間　平成30年３月25日から５年間